

第1編 総則

第1章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画について定める。

1 町の責務（法第3条第2項）

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び岩手県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の性質（法第16条第1項）

本計画は、町が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用に当たっては、必要に応じてマニュアルを作成し、現実に即した弾力的な運用が可能となるよう努める。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、「山田町地域防災計画」（以下「町地域防災計画」という。）等、既存の防災に関する体制を活用する。

3 町国民保護計画の変更（法第35条関係、法第39条第3項）

本計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、より実効性の高いものとしていくものであり、見直しに当たっては、軽微な変更を除き、町国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議した後、議会に報告し、公表する。

4 町の業務の概要

- ・ 国民保護計画の作成
- ・ 国民保護協議会の設置、運営
- ・ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- ・ 組織の整備、訓練
- ・ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施
- ・ 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- ・ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- ・ 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- ・ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重（法第5条）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公用令書の公布等、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

町は国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民に対する情報提供（法第8条関係）

町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

また、避難行動要支援者に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条第4項）

町と、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置に関し、防災に関する連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平時においても相互の連携体制の整備に努めることとされている。

5 住民の協力（法第4条第3項）

町は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動への支援に努める。

6 普及・啓発及び訓練の実施（法第42条）

町は、住民に対して、国民保護法及び国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練への参加を広く呼びかけることにより、武力攻撃災害に対し自ら備えるこ

とや地域における助け合いといった、自助・共助の意識の醸成を図るものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等（法第7条関係）

町は、日本赤十字社が実施する国民保護計画については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施した国民保護措置については、言論、その他表現の自由及び放送の自主性、自律性について最大限尊重する。

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、自ら定めた業務計画に基づき実施するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

8 避難行動要支援者への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対するきめ細かな配慮が必要であり、町は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、避難行動要支援者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

町は、必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について以下のとおり定める。

1 地理的特徴

(1) 位置・面積

本町は、岩手県の東部に位置し、東方は太平洋に臨むとともに、西方は宮古市と大槌町に接している。南方は、大槌町に接し、また北方は宮古市に接している。

広さは、東西23.03km、南北18.55kmで、面積は242.35km²で、山林原野が大部分を占めており、海と山に挟まれた平地に集落を形成しており、内陸部との交通路が限られている。このため避難時における移手段や移動方法を考慮のうえで、移動中の救援などについて配慮する必要がある。

【山田町の極範囲】

	方位	経度	方位	緯度
山田町の極範囲	極東	東経 142° 03' 41"	極南	北緯 39° 23' 56"
	極西	東経 141° 44' 53"	極北	北緯 39° 33' 48"

【地目別面積】

(単位：km²、%)

区分	総面積	田	畑	山林	宅地	湖沼	原野	牧野	雑種地	その他
実数	242.35	4.28	4.65	215.61	3.46	0.07	6.62	—	2.87	4.80
構成比	100.00	1.77	1.90	88.97	1.43	0.04	2.73	—	1.18	1.96

(町統計書第11号)

(2) 地勢

本町の北部、西部、南部には北上高地からの支脈が伸びて、急峻な山岳地帯を形成し、荒川川、津軽石川、関口川、織笠川等二級河川がその支脈の間を流れ、平地部は極めて少なく、当町面積の大半は山林原野となっている。

東部、東南部はリアス式海岸で、山田湾、船越湾があり、船越半島は昭和30年に国立公園の指定を受けた陸中海岸国立公園の中心部に位置し、海岸性原生自然の景観に優れている。地層は、山間部が古生代の泥岩を中心に、珪岩、石灰岩、海岸部は中生代の安山岩、花崗岩より成っている。

この為、海岸線を利用した船を使った着上陸侵攻やゲリラ、特殊部隊又は武装工作員等を密かに潜入させるといった目的に適した地形と考えられることから、こうした事態に的確に対応することが重要である。

① 町内の山

山岳名	標高	所在地	山岳名	標高	所在地	山岳名	標高	所在地
高滝森	1,160.3m	豊間根	古宿森	968.9m	豊間根	水呑場山	947.0m	豊間根
鳥古山	850.0m	豊間根	弥惣森	816.9m	豊間根	山母森	806.8m	山田
十二神山	731.4m	豊間根	長岩森	690.4m	豊間根	日光山	673.0m	大沢
鯨山	610.2m	大槌	五堂城森	532.4m	山田	金田森	528.5m	豊間根
霞露ヶ岳	504.2m	船越	堀合ヶ岳	451.8m	豊間根			

② 町内の川（二級河川）

河川名	指定延長	所在地	河川名	指定延長	所在地	河川名	指定延長	所在地
荒川川	4,473m	豊間根	津軽石川	7,000m	豊間根	大沢川	5,700m	大沢
関口川	4,400m	山田	織笠川	7,400m	織笠	馬指野川	1,800m	織笠

③ 町内の川（準用河川）

河川名	延長	河川名	延長	河川名	延長
繫川	2,600m	荒川川(大川)	2,600m	荒川川(小川)	2,500m
長内川	4,000m	島田川	1,900m	田名部川	4,750m
織笠川	1,500m	白石川	1,450m	新田川	3,600m
中瀬川	850m	山の内川	700m	落合川	2,600m
山谷川	780m	岩ヶ沢川	300m	西川	1,750m
神倉川	600m	早川川	500m	細浦川	700m
間木戸川	1,900m	女川	850m	川村川	200m
内野川	2,200m	秀禅川	500m	ワラビ川	300m
				合計	39,630m

(3) 地質

① 本町の地質は、山地は中古生層によって形成され、大部分が古生代の本州地向斜から本州造山運動によって陸化し、中生代に何回かの海進を受けている。

白亜紀(宮古世前)に顕著な運動があった後、古第三紀以降陸化し現在に至っている。

② 陸域の地質は、第三系は分布せず、下部白亜系の上部陸中層群原地山層と、白亜系花崗岩類に大別される。

原地山層は、安山岩、ケラストファイア、火砕類を主とし、砂岩、粘板岩をはさむ地層からなる。

なかでも酸性～中世火山岩類が、陸中層群の分布面積の35%にも達する。また、同層内には緑色岩類の分布も見られる。分布域は、宮古市以北、重茂、船越両半島の海岸沿い及び半島のつけ根の部分に見られる。この分布域から、原地山層は、巨視的に宮古市以北は方向に配列するが、浄土ヶ浜～大沢海岸地域では、北北西～南南東へ配列している。この地域の原地山層は比較的上層部が発達しているものと推察される。

- ③ 花崗岩類は、原地山層以外の地域のほぼ全域に分布する。花崗岩は、原地山層に貫入しているが、原地山層の火山活動は、花崗岩類の先駆をなすものであり、両者は一連の火山活動の産物とみなすことができる。

(昭和59年3月海上保安庁水路部発行、5万分の1沿岸の海の基本図海底地形地質調査報告山田湾より)

(4) 気候

本町の沖合は、寒流系の親潮と暖流系の黒潮が混交する海域であり、本町の気候も海流の影響を受け、一般的には暖冬涼夏で過ごしやすい。

① 雨量計設置箇所

地区名	管理者	備考
織笠	盛岡气象台	アメダス
大沢	三陸国道事務所	
山田	沿岸広域振興局土木部	
豊間根	沿岸広域振興局土木部	

② 年間の気候状況(過去5年分)

区分	単位	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	平均
平均気温	℃	11.8	11.7	11.0	11.6	11.7	11.6
年間降水量	mm	1,327.5	1,422.5	1,547.5	1,440.0	1,596.0	1,466.7
最大日降水量	mm	96.0	93.5	150.5	104.5	177.5	124.4
降水日数(10mm以上)	日	39.0	35.0	42.0	43.0	36.0	39.0
日照時間	時間	2,014.5	1,969.5	1,885.4	1,894.3	2,028.7	1,958.5
平均風速	m	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	1.12

(資料：盛岡地方气象台)

2 社会的特徴

(1) 人口分布(令和2年10月1日住民基本台帳集計)

豊間根地区		大沢地区		山田地区		織笠地区	
男	1,443	男	877	男	2,307	男	1,067
女	1,516	女	849	女	2,574	女	1,056
計	2,959	計	1,726	計	4,881	計	2,123
世帯数	1,206	世帯数	697	世帯数	2,318	世帯数	914
船越地区		田の浜地区		大浦地区		計	
男	1,028	男	331	男	335	男	7,388
女	1,066	女	312	女	343	女	7,716
計	2,094	計	643	計	678	計	15,104
世帯数	866	世帯数	263	世帯数	278	世帯数	6,542

(2) 道路の位置等

道路については、三陸沿岸道路及び国道45号線が南北を縦断しており、三陸沿岸道路は内陸部を結ぶ広域交通上の重要な役割を果たしている。しかしながら、町外への避難道路が限定されていることから、住民の避難に当たっては防災ヘリコプターや自衛隊等の部隊の展開及び調整を行う。

(3) 交通機関等

鉄道輸送は、三陸鉄道(株)が担っており、町内にはリアス線に豊間根駅、陸中山田駅、織笠駅、岩手船越駅の4つの駅があり、陸中山田駅の簡易委託駅以外は無人駅となっている。しかしながら、有事の際における避難住民の大量輸送手段の要として重要な役割が想定されることから、テロ等により列車、駅舎、線路等が破壊された場合には、甚大な被害の発生や避難路が途絶されることが想定されるため、安全確保には特に配慮する。

バス輸送は、(株)岩手県北自動車、(株)岩手県交通が担っており町内外に運行されている。

本町においても車社会の急激な進展により、自動車交通量が飛躍的に増加したため、避難の手段として自家用車の使用を認めると重大な混乱を招くと考えられることから、バス、船舶、徒歩等といった手段による避難を原則とすることが望まれるが、地理的条件や交通事情などを勘案したうえで、自家用車等の使用にも配慮する。

漁港は、山田漁港(県営第3種)、大沢漁港、船越漁港、大浦漁港(県営2種)、織笠漁港、小谷鳥漁港(町営1種)の6港があるが、町内には、フェリーや観光船等の乗客を輸送する船舶は有していない。

(4) 重要施設等

町内には、防衛上の重要施設として航空自衛隊山田分屯基地があり、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられることから、施設周辺の住民の避難について特に配慮する。

本町には、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力事業者は存在しないが、隣接する青森県には原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所があり、宮城県には女川原子力発電所があることから、大規模な原子力災害が起きた場合、風向きなどによっては住民の避難等を行う。

第4章 本計画が対象とする事態の類型

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるものの、国の定める基本指針によれば、以下の4つの類型が想定されている。

(1) 着上陸侵攻

他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土へ海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させ、侵攻する事態であり、通常、着上陸侵攻においては、その他の攻撃が併用されることが考えられる。

一般的に攻撃は広範囲かつ長期間になることが想定されるが、予測可能であることから事前の準備により、広域避難を行うことが想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、着上陸侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超える各種の不正規型の武力攻撃（政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等の重要施設の破壊、人員に対する襲撃等）を行う事態であり、予測困難で突発的に発生することが想定される。

一般的に被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設（原子力施設等）やNBC兵器の使用によっては、広域避難の必要も考えられる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態である。

発射の兆候を事前に察知した場合においても、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、しかも、極めて短時間に着弾することから、迅速な情報伝達体制等が必要である。

弾頭は、通常弾頭、NBC弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類によって被害の様相は大きく異なることが想定される。

(4) 航空攻撃

着上陸侵攻に先立ち、あるいは着上陸侵攻の間、航空機による反復攻撃が想定される。兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定も困難である。

広範囲にわたり被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもある。

2 緊急処理事態の類型及び対応（法第183条関係）

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとしている。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、町は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置

の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 原子力事業所等の破壊
 - イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ウ 危険物積載船への攻撃
 - エ ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - イ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来